



発行人 福島県教職員組合
発行所 福島市上浜町10-38 電話024-522-6141
〔定価一部 20円〕
編集・責任者 角田 政志
e-mail: ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp
http://www.f-t-u.or.jp
(この購読料は組合費に含まれています。)

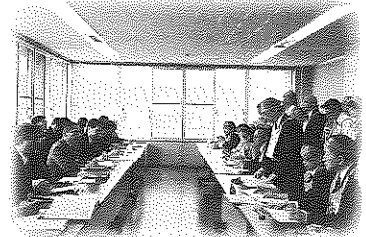
管理職による勤務時間の把握は当然の措置

多忙化解消に向けて！

4・26県教委
交渉実施

4月26日、県教組は、春季県教委交渉を行いました。秋の確定交渉に向けて、賃金・労働条件改善のためのスタートとなる重要な交渉として、次の点について重点的に交渉を行いました。

- 1. 多忙化・超過勤務解消に向けての推進主体の明確化
⇒ 県と市町村教育委員会で一本化した、多忙化・超勤問題解消に向けての対応を要求
- 2. 出退勤時刻のチェックをはじめとした、管理職による勤務時間の管理の確認
⇒ 管理職による勤務時間の把握は当然の措置(確認)
- 3. 教職員(臨採者含む)の賃金の向上
⇒ 業務の内容の増大に伴う賃金の向上を要求
常勤講師の1級65号給頭打ちの改善を要求
- 4. 学校事務職員の主任主査発令年齢の引き下げ⇒今年度は52歳にも発令
- 5. 常勤講師継続任用の場合の社会保険の継続⇒今後検討していく
- 6. 相双地区の住宅難、家賃高騰への対応を要求
- 7. 介護休暇期間、1年間への延長(現行180日)を要求
- 8. 不妊治療に関する休暇制度の確立を要求
- 9. 定年退職者の増大と年金支給年齢の延伸に対応した柔軟な再任用制度の構築を要求 等



超過勤務・多忙化の解消を進めるには、教職員がどれだけ超過勤務をしているかのデータ化が最も重要です。超勤時間のデータが改善要求の根拠となるからです。

県内には、未だ管理職による出退勤時刻の管理が不十分な学校があります。その多くは、管理職による出退勤時刻の管理を「努力義務」として認識しているところにあります。教職員にも労働基準法や労働安全衛生法が適用されることから、管理職による勤務時間の把握は当然の措置です。

次のような例は、すぐに改善を求める必要があります。

- ① 出勤時刻をチェックしていない。(土日等の週休日、祝祭日も当然含みます)
- ② 出勤時刻を一律にそろえている(朝の出勤時刻前も「超勤」です!)
- ③ 退勤時刻を校内巡視時刻に一律にそろえている。
- ④ 部活動等の退勤時刻後の実働時間が含まれていない。



出退勤時刻の管理は実際に出勤した時刻から、退勤するまでの実時間のチェックです。

上記①②の例や実際と異なる時間管理の場合は、支部と相談して適正な時間管理を求めましょう!

健診の義務免、産前産後休暇、育児休暇及び生理休暇等獲得!

非常勤職員の処遇改善の 要求実現!

県教組が粘り強く要求していた非常勤講師の休暇制度が、4月1日から改善されました。

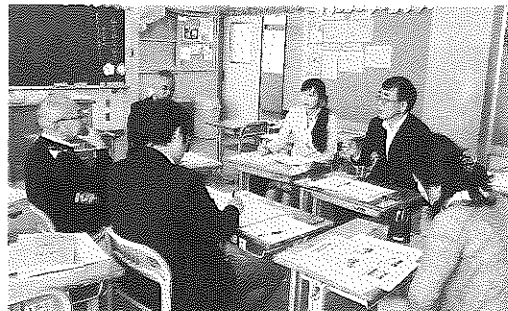
- 勤務日の健康診断⇒有給：義務免措置適用(受診に必要な時間は勤務時間内で)
- ①産前産後休暇(産前6週間・産後8週間) ②生理休暇(必要と認められる期間)
- ③育児休暇
(1歳未満の子ども対象・1日2回各30分以内。夫婦の場合：いずれかの配偶者が育児できない場合に限り、夫婦合わせて1日通算1時間以内、1日2回各30分以内)
- ★ ①～③はいずれも無給休暇ですが、権利として行使できるようになりました。

今年度(第66次)県教研で

実践・研究の方向性をさぐる

第66次教育研究分科会推進委員会開催!

4月23日(土)、郡山市立大島小学校において通称「県教研一次研」と呼ばれている分科会推進委員会が開催されました。参加者は、第65次全国教研の成果・課題を確かめ、第66次県教研、特に秋に行われる研究集会へ向けて、実践・研究の方向性などについて、熱心な話し合いを行いました。



演題 「これからの福島の学校現場にもとめられるもの ～チェルノブイリとフクシマの経験から」



講演会では、振津かつみさん(兵庫医科大学・内科医師)に話をさせていただきました。

講演の中では、チェルノブイリとフクシマの放射線事故を比較しながら似ている点、相違点について説明され、参加者は、事故後ベラルーシではどのような対策が取られているのかについて知ることができました。また、健康被害のリスクと「放射線教育」の重要性についての説明があり、最後に下記の4点について全体で確認し合うことができました。

人類存亡の危機をもたらす。

福島の混とんとした現状をもたらした最大の原因は、原発である。

核はコントロールできない。

核と人類は共存できない。

今後、私たちは「放射線対策」について子どもたち、保護者の方々、職場の仲間、地域の人々との意思疎通を大切にし、「心の健康」に気をつけて取り組まなければなりません。

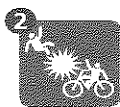
あんしん むすぶ
教職員共済

月額900円の掛金で、なんと12の保障!

総合共済は、少ない掛金で大きな助け合い



1 教職員賠償



2 個人賠償



3 住宅災害等



4 通勤



5 火災等



6 災害見舞



7 死亡



8 後遺障害



9 傷害



10 入院・休業



11 介護(障害者並み)



12 遭難救助

この共済は(株)損害保険ジャパンとのセット商品です。また、ご契約にあたっては必ず「レフレット」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。制度内容をご確認ください。

お問い合わせは 教職員共済生活協同組合 福島県事業所 TEL (024) 523-3011

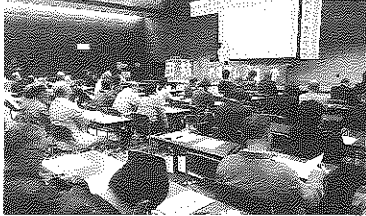
県内各地でメーデー

4月28日(木)

「分断をこえてこそ、憲法改悪が止められる」

郡山市総合福祉センターに150人が集まり開催！

働く者の権利を守る第87回郡山メーデー



連帯の挨拶には地方労平和フォーラム、地方労連、共産、社民、虹とみどりの会、民進党の代表が立ち、伊藤みどりさん（「働く女性の全国センター」）が講演し、「憲法は、本当に危ないところにきている。これを押し返すには、さまざまな分断を克服することが必要だ。」と訴えました。その他に、教組、市職、国労、福島原発訴訟団、「平和と平等を守る民主主義アクション」の若者などから報告と発言がありました。

4月29日(金)

スローガン「支え合い、助け合う心をひとつに力を合わせ、暮らしの底上げを実現しよう！」

県内各地から約62団体・3,200人が参加！

第87回福島県中央メーデー

県中央メーデーは、福島市あづま総合運動公園で開催されました。メーデーでは、「明るい未来のために、ふるさと福島の復興・創生に全力で取り組もう！」をサブスローガンとし、今も心の苦しみに振り回されつづける被災者の方々の存在を忘れてはならないことを確認し合い、関係団体と連携を深め「働く人が報われる社会」「一人ひとりが主役の社会」をつくるために、運動を進めることを宣言し、参加者全体で集会を成功させることができました。



5月3日(火)

「憲法を守ろう」「戦争法を廃止しよう」と80人を超える参加者！

福島市内で自転車パレード



5月3日(火)の憲法記念日に、福島市内で自転車パレードが行われました。県庁前ひろばで出発集会があり「憲法が危機的状況にある。街に出て護憲の大切さを訴えよう」という挨拶がありました。多くの参加者は、「平和憲法を守ろう」などと書かれたのぼり旗や風船を自転車に付けて出発し、平和憲法の大切さを市民にアピールしました。途中2カ所で街頭演説があり、「憲法を守ろう」「戦争法を廃止しよう」と訴えました。



「腕組み」

立つて歯を磨く時、みなさんは歯ブラシを持っている手と反対の手（右利きの人は左手）はどうしていますか？
腰に手を当てる人、洗面台に手をついている人、コップを持たずにはいられない人、どこか体に手を当てる人など……。みんな、手をどこか体や物に当てる人ばかりです。（ほとんどの人が思い当たるはずですよ。多分）

わずかな歴史しかありません。ある学者の説では、人類には四つ足の時の感覚がまだ残っているというのです。

つまり前足（人類で言う手）は、地面の感触を求めているのです。立っている時、腕を組んだり、腰に手を当てたり、何かを触っているのもみんなこのことに起因しているのだそうです。腕組みは、子どもの前では威圧感を与えるので、教育現場ではあまりできませんが、事務所交渉・県教委交渉等では威力を発揮します。県教委交渉が四月二十六日にありました。秋闘に向けてこれからの正念場です。三年連続賃金アップを目指して、秋には皆さんの組合員の参加で闘いを進めていきたいと思います。

戦争法廃止の声を署名に！

～家族、親戚、職場、地域、友人や知人 etc.

さまざまな人に呼びかけて～

一筆入魂

許すまじ！



本紙掲載者 大島博典氏
福島県教育新聞社
内閣府法制局 安部首相官邸

戦争法の廃止を求める統一署名

2015年9月19日に衆議院で「強行採決」された「平和安全保障関連法」は、憲法第96条第1項に定める憲法改正の手続きを経ずに成立したもので、憲法違反であることは明らかです。したがって、「平和安全保障」の名の下に行なう、本邦の防衛力増強に本気で取り組むべきではありません。また、憲法第98条（国は憲法を尊重し、これを遵守し、これを保護する義務を負ふ。）に違反するものであり、国民の権利を侵害するものであります。

【請願事項】

- 一、戦争法である「平和安全保障関連法」をすみやかに廃止してください。
- 一、立憲主義の原則を堅持し、憲法9条を守り、いかにしてください。

氏名	住所

呼びかけ団体

取り扱い団体

福島県教職員組合

3月29日に

「平和安全保障関連法」（戦争法）施行

広範な、多くの国民が反対した戦争法が施行され、法律として効力を持つことになりました。これによって、歴代内閣が禁じてきた集団的自衛権の行使が可能となりました。

戦争法廃止の声は、国会周辺はもとより、全国各地で粘り強く繰り返し広げられています。今年2月に野党五党は、集団自衛権行使は憲法違反だとして廃止法案を衆議院に共同提出しました。また、多くの弁護士・有識者は、安倍政権による違憲な集団的自衛権行使容認・安保法制について裁判で争う準備をし、さらに多くの弁護士、市民に呼びかけ全国各地の裁判所で裁判を起こす動きもあります。

私達も全国の仲間と連帯し、昨年取り組んだ「戦争をさせない全国署名2015」を上回る署名数を集めましょう。

全力で

目標40,000筆



福島県からも「戦争法廃止」の怒りの声をどんどんあげていきましょう。



ご存知ですか???

今年4月1日から「障害者差別解消法」スタート!

「合理的配慮」って?

その2

合理的配慮の保障については、障害者権利条約で規定され、これの国内法として障害者基本法と障害者差別解消法によって具現化されました。合理的配慮は、障がいのある子どもが障がいのない子どもと平等に教育における権利を行使、享受する際に社会的障壁を取り除くために社会の側がその障がい者に合わせて調整変更することです。言い換えれば、合理的配慮がなければ、社会的障壁のために権利や自由、利益が実現せず差別となります。

以下のものが例示されています。

1) 授業等に関して

- A) 障がい特性に応じた情報伝達手段を用いた授業（手話、要約筆記等）
- B) 障がい特性に対応した態様の授業（分かりやすい授業の工夫等）
- C) 障がい特性に応じた利用可能な形態の教科書、教材の提供（展示、拡大、ルビ付き教材等）
- D) 利用可能な物理的環境の提供（段差の解消等）
- E) 介助等を含む必要な人員の配置
- F) その他必要な変更及び調整等

2) 入学試験・定期試験に関して（適正に学力の判定ができるための配慮：時間延長、ルビ付試験問題、代筆者、介助者の配置、個室利用等）

